資料３

# 子どもの権利救済機関について

## ～進捗状況の報告～

- 令和６年４月から施行されている改正新潟市子ども条例に基づき設置された子どもの権利救済機関（子どもの権利相談室）において、８月より相談受付を開始します。
- この資料は、子どもの権利に係る相談・救済に係る取組の進捗状況をまとめた資料です。

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【基本的事項】

□ 設置根拠（新潟市子ども条例）

第18条　市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2　救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

□ 救済委員の位置付け・任期等

- ◆ 独任制の市の附属機関
- ◆ 委員の任期：3年（再任することができる）
- ◆ 委員の人数：3人以内
- ◆ 互選により代表委員を置く
- ◆ 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長等との兼職禁止

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【子どもの権利救済機関の概要】

□ 子どもの権利救済委員の職務(条例第22条)

① 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

② 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。

③ 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

④ 制度の改善を求めるための意見を表明すること。

⑤ 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。

⑥ 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

※子どもの権利救済委員は地方自治法に基づく附属機関として位置づけ職務を遂行
⇒子どもの権利救済委員は、子どもの立場に立って相談を受け付けるとともに、市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等に対し、独立性が尊重された第三者的な立場から、調整活動などの働きかけを行います。

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【運営体制】

□ 子どもの権利救済委員（敬称略、五十音順）

| 所属等 | 氏名（かな） |
| --- | --- |
| 弁護士<br>（新潟県弁護士会子どもの権利委員会） | 岡田　典仁（おかだ　のりひと） |
| 弁護士<br>（新潟県弁護士会子どもの権利委員会） | 黒沼　有紗（くろぬま　ありさ） |
| 新潟青陵大学　福祉心理学部<br>臨床心理学科　准教授 | 小林　智　（こばやし　たく） |

≪委嘱の考え方≫

- 子どもの権利救済委員は、子どもや保護者との直接折衝、他の機関（学校等）への聞き取り、調査、当事者や関係者との間に立った調整等を担う必要があります。
- また、子ども自身の気持ちに寄り添い、当該子どもの最善の利益を図るために行動する必要があります。
- このような考え方に基づき、類似事例や他都市の子どもの権利救済委員からの活動実態等を踏まえたヒアリングを参考としながら、上記のとおり決定しました。

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【運営体制】

□ 子どもの権利相談・調査専門員（常勤）

| 項目 | 概要 |
| --- | --- |
| 配置人数 | 4人 |
| 資格等 | 社会福祉、心理などに関する有資格者<br>（子どもに関する相談業務に従事経験あり） |
| その他 | 相談受付開始に向け、研修等を行い専門員の<br>スキルアップを図りました。 |

**≪設置根拠≫**

第32条　救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

2　救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。

3　第23条第1項の規定（※）は、相談・調査専門員に準用します。

※第23条第1項

救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【子どもの権利救済機関の概要】

子どもからの様々な相談に対応し、他の機関から独立した立場で、子どもの権利に関する相談・救済を行います。

### □ 運営体制①

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 設置日 | **令和6年4月** |
| 開設日 | **令和6年8月1日**（窓口開設・相談受付業務等の開始） |
| 設置場所 | **新潟市万代市民会館　若者支援センターオール内（4F）**<br>≪検討の視点≫<br>※子どもがアクセスしやすく、相談しやすい環境を整備<br>※子どもの権利救済委員及び相談員が執務を行えるスペースを確保<br>※対面以外（オンライン等）での相談等にも対応できるよう配慮 |
| 人員体制 | **□　子どもの権利救済委員**<br>弁護士、大学教授等子どもの権利に関し優れた見識を有し、第三者として独立性を保つことができる者<br>**□　子どもの権利相談・調査専門員**<br>子どもの権利救済委員の職務遂行を補佐し、相談対応や関係機関への調査・調整、普及・啓発等を行う。社会福祉士、心理士等の有資格者や子どもの相談業務経験者 |

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【子どもの権利救済機関の概要】

子どものほか、該当する子どもに関する内容であれば、関係するおとなからの相談も可

### □ 運営体制②

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 相談・申立てができるもの | □ 市内に住所を有する子どもに関するもの（※子ども：18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者）<br>□ 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子どもに関するもの |
| 相談受付時間 | □ 月～火・木～金： 13:00～19:00<br>□ 土： 10:00～16:00<br>※日・水・第4月曜・祝日・年末年始休み |
| 相談方法 | □ 電話、対面<br>□ メール、WEBフォーム<br>□ 手紙、はがき |

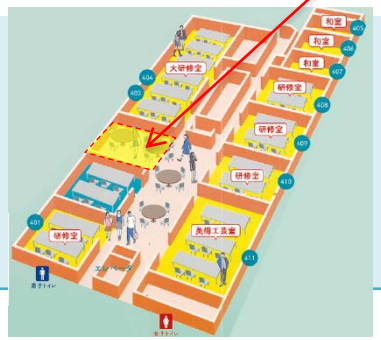

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【相談・対応フローと根拠条文】

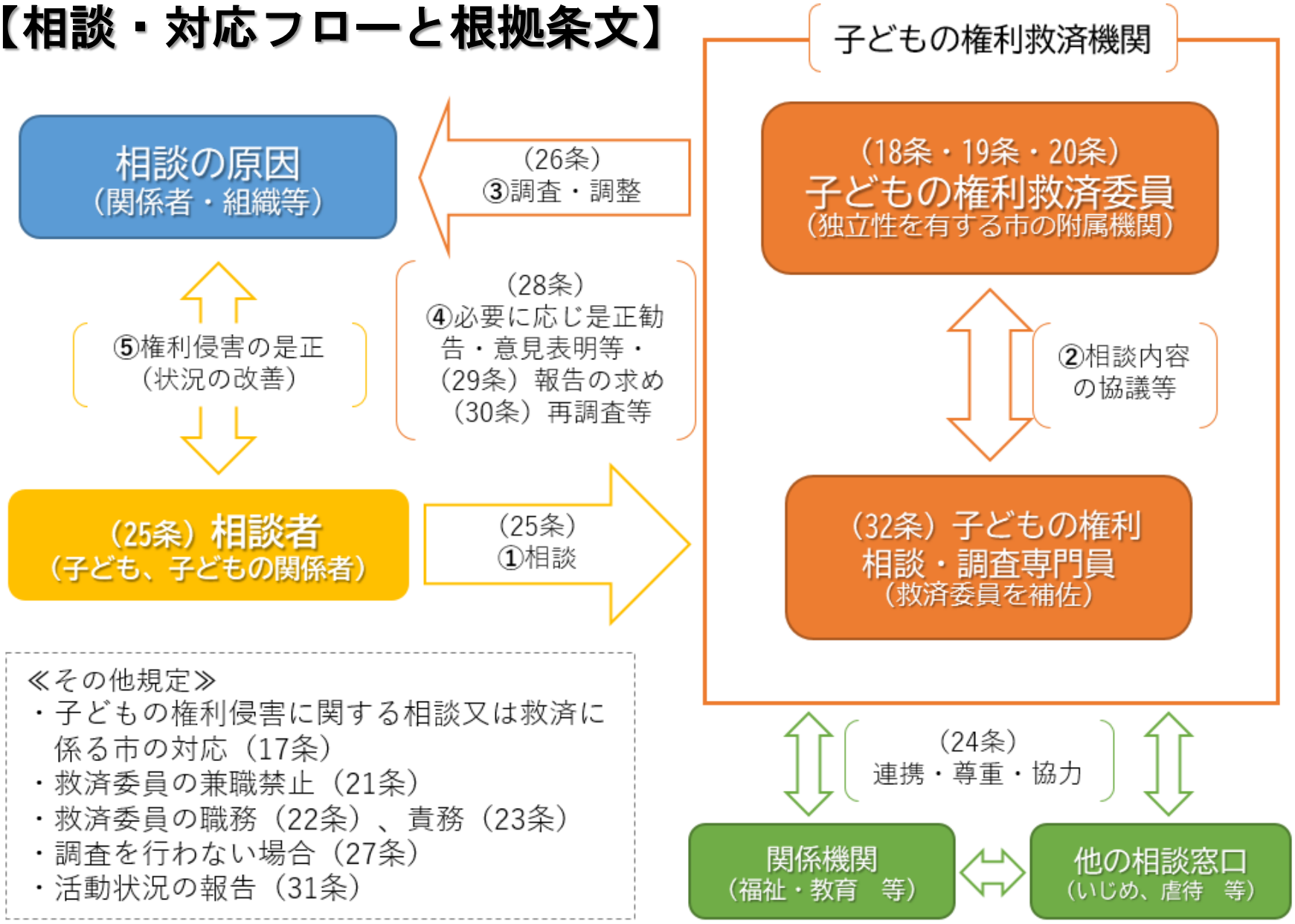


≪その他規定≫
- 子どもの権利侵害に関する相談又は救済に係る市の対応（17条）
- 救済委員の兼職禁止（21条）
- 救済委員の職務（22条）、責務（23条）
- 調査を行わない場合（27条）
- 活動状況の報告（31条）

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【調査・調整、勧告・意見表明等について】（２６条・２８条・２９条）

- 新潟市子ども条例では、子ども等からの相談（申し立て）を踏まえ、子どもの権利救済委員が、**市の機関**（学校、保育施設等子ども関連施設）に対し**調査・調整**を図ることにより、当該子どもの最善の利益を考慮した解決を図るとともに、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう**勧告**することや改善を求める**意見表明**を行うことができます。
- さらに、救済委員は勧告等を行った後、是正状況等に関する**報告を求め**ます。
- また、**市の機関以外の者**（県立学校、民間施設、個人等）に対しては、資料の提出、説明等の**協力を求める**ことができ、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう**要請**することができます。
- 子どもの権利救済委員は、地方自治法に基づく附属機関であり、その勧告等には行政処分のような**強制力は持ちません**が、第24条に規定するすべての者（何人も）の救済委員の職務遂行への**尊重・協力**義務、第28条第3項の勧告等を受けた市の機関の**尊重**義務により、実効性を確保しています。

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【調査・調整、勧告・意見表明について】（第２６条・２８条）

≪子どもや関係者からの相談から対応するプロセス（想定）≫

① 子ども・子どもの関係者（保護者等）からの相談（申し立て）

② 子ども等からのヒアリング

③ 専門員・救済委員による対処方針検討

市の機関以外に対しては協力の求め

④ 専門員・救済委員による関係機関（学び・育ちの施設）への調査・調整

**（②～④の継続により、当該子どもの最善の利益を勘案した解決策に導く）**

※②～④でも解決に至らない場合、必要に応じ関係機関へ勧告、意見表明の実施

→勧告、意見表明の内容の公表

市の機関以外に対しては要請

**補足情報**

- ✓ 類似する機関をもつ他都市の事例では、子ども等からの相談に基づき、本人の同意を得たうえで、関係機関（学び、育ちの施設）への調整を図る中で解決に至るケースがほとんど。
- ✓ 救済委員の権限で是正勧告等を行ったケースは極めて少ない。
- ✓ ただ、救済機関には、他の機関でトラブル等に至っているケース（保護者が他の機関に不満を持つ）が持ち込まれることも多いため、まずは子どもの最善の利益を勘案しつつ、子ども自身の気持ちに寄り添いながら、絡まった状況を徐々に解きほぐしていくといった対応が必要。

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【相談・救済に係る周知・啓発について】

- 新潟市内の小・中学校を対象に、相談・救済機関の愛称、マスコットキャラクターを募集たところ、合計で400件以上の応募がありました。
- これを、令和4、5年度「中学生の意見交換会」に参加してくれた22名の現役高校生に、愛称19作品、キャラクター12作品に絞り込んでもらいました。
- 小・中学生に絞り込んだ作品の投票を呼びかけたところ、計6,926件の投票があり、最多得票を得た以下の作品に決定しました。
- この愛称、キャラクターを活用し、子どもたちに親しみやすい相談窓口となるよう広報展開していきます。

横越中学校3年　鈴木月華（るか）さんの作品

愛称：こころのレスキュー隊

マスコットキャラクター：ここうさ・ここねこ

オリジナル作品　ここうさ

# 子どもの権利に関する救済機関について

## 【相談・救済に係る周知・啓発について】

- 4つ折りリーフレットと相談窓口カードを作成し、子どもたちに相談窓口の存在を幅広く周知していきます。
  （7月下旬～　GIGA端末にデータ配信⇒9月～　リーフレット、カードの配布）
- こころのレスキュー隊を周知するノベルティグッズを作成し、配布していきます。
- 11月の子どもの権利月間において、SNS等を活用した幅広い世代への周知・啓発に取り組みます。
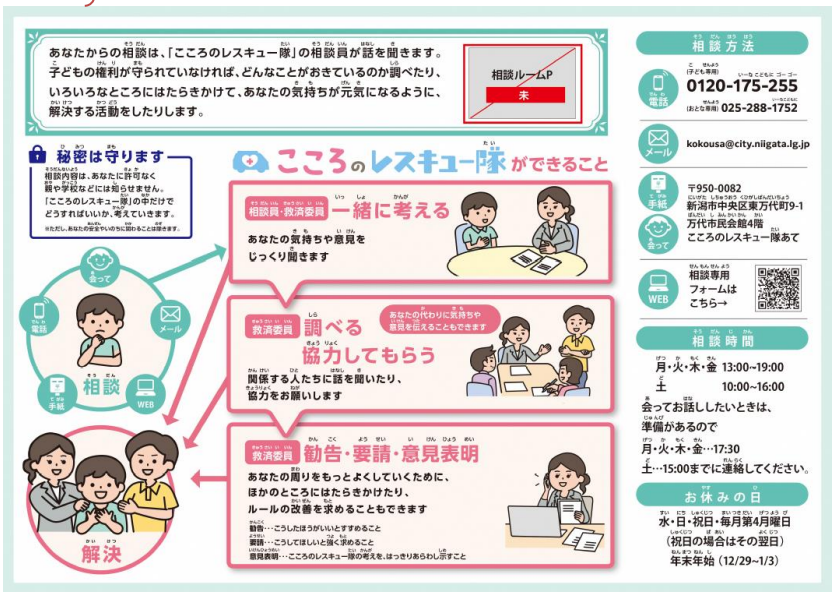
**未定稿**